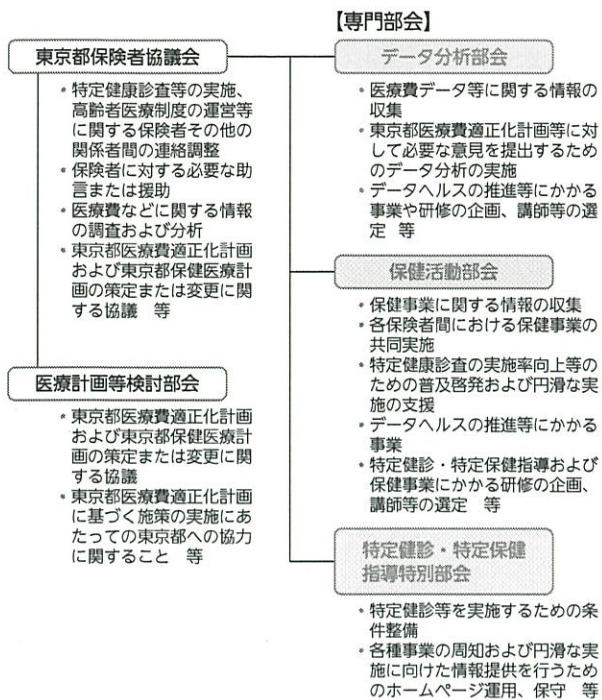


図1 東京都保険者協議会 構成と主な活動



【事務局】 東京都、東京都国民健康保険団体連合会



東京都保険者協議会の事務局を務める東京都国民健康保険団体連合会企画事業部保健事業課のみなさん。
(前列左から)保健事業推進係長・北野菜穂子さん、専務理事・加島保路さん、保健事業課長・日暮雄一郎さん。
(後列左から)保健事業推進係主事・古川莉菜さん、同主事・田中千尋さん、同主任・鈴木未央さん。

保険者協議会
REPORT

東京都保険者協議会

保険者共通の課題解決に向けて

保険者協議会は、①特定健診・特定保健指導の実施等に関する保険者やその他の関係者間の連絡調整、②保険者に対する必要な助言または援助、③医療費などに関する情報の調査および分析を主な業務とする。また、都道府県が医療費適正化計画や保健医療計画を策定・変更する際は保険者協議会の意見を聴取することになっている。

東京都保険者協議会では、前述の3つの業務とともに、保健活動、データ分析、特定健診・特定保健指導の各分野に関しては専門部会を設置し、保険者協議会を構成する団体の代表が委員となって保険者が抱える課題の解決に向けた実務レベルでの検討を行っている（図1）。東京都保険者協議会の事務局を務める東京都国民健康保険団体連合会企画事業部保健事業課保健事業推進係長の北野菜穂子さんは、「専門部会では、各委員がさまざまな情報をもち寄り、毎回、活発な議論が交わされています。この議論を通じて、特定健診・特定保健指導の実施率向上やデータを活用した効果的な保健事業の推進等、保険者が事業を進めるうえでの課題が明確になり、具体的な活動に発展していきます」と話す。

問題意識や課題を共有し 健康づくり推進をサポート

全国47都道府県に設置されている保険者協議会は、都道府県、全国健康保険協会、健康保険組合、区市町村国保、国保組合、共済組合、後期高齢者医療広域連合等を構成員とし、その位置づけは高齢者の医療の確保に関する法律に規定されている。東京都保険者協議会では、保険者間の問題意識や課題の共有を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを進めるうえでの課題解決に資する取り組みを積極的に推進している。

* 誌面の内容は、取材時点（2021年3月18日）の情報に基づくものです。

専門部会の多様な活動が健康づくりの推進を後押し

専門部会の活動は、促進月間を活用した健康づくりに関する広報活動の充実や各保険者が共同で利用できる啓発資料の作成、保健事業の取り組み事例集の作成等、さまざまなかたちで各保険者が抱える課題の解決につながっている（下記参照）。

保健活動部会は保健事業に関する情報の収集や各保険者間における保健事業の共同実施、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための普及啓発等が主な活動である。2020年度は、特定健診・特定保健指導の実施率をさらに向上するため、被用者保険における特定健診・特定保健指導の実施体制や課題・工夫点を取りまとめた報告書を作成した。また、被用者保険の退職者向けに国民健康保険への切り替えや特定健診の受診を周知するパンフレットの作成や、後発医薬品使用促進月間の取り組みとして、保険薬局掲示用のポスターも作成している。

データ分析部会は、医療費データ等に関する情報収集や分析したデータの活用方法等について協議

専門部会の活動から生まれた成果物

保健活動部会

被用者保険の加入者向けパンフレット

退職後に被用者保険から国民健康保険に切り替える40歳以上の人を対象としたパンフレット。国民健康保険への切り替えの手続きとともに特定健診の受診を周知する内容になっている。

パンフレットは東京都保険者協議会ホームページからダウンロード可能で、各保険者が自由に活用できる。



メッセージ入り啓発グッズ

健康づくり推進のため、メッセージ入りの啓発グッズを作成し、東京都が主催するイベント（2019年開催）で配布した。

東京都主催のイベント「Tokyo健康ウォーク」では、がん検診の受診を呼び掛けるメッセージが書かれたウェットティッシュを配布。



啓発用資材

後発医薬品使用促進や禁煙、糖尿病予防等の健康づくりに関して、集中的に広報活動を行う促進月間に活用できる啓発用資材を作成。右のポスターは後発医薬品使用促進月間に活用されるもので、東京都保険者協議会ホームページからダウンロードできる。

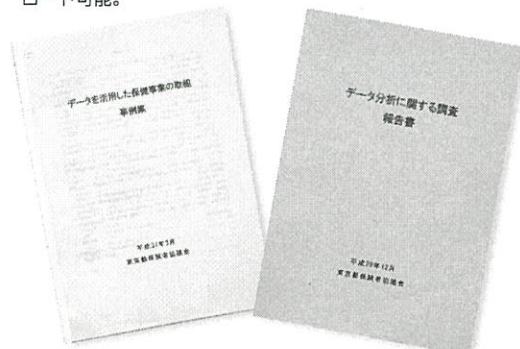


東京都主催のイベント「ピンクリボンin東京」で配布した絆創膏。パッケージを開けると乳がんの基礎知識や自己触診の方法を読むことができる。



データ分析部会

保険者の好事例を集めて報告書等にまとめている。「データを活用した保健事業の取り組み事例集」や「データ分析に関する調査報告書」等、各事例集、報告書は東京都保険者協議会ホームページからダウンロード可能。



特定健診・特定保健指導特別部会

東京都保険者協議会のホームページを開設し、各保険者の取り組みに関する情報提供や、保健・医療に関する情報収集に役立つリンク先等を掲載している。



東京都保険者協議会ホームページ
<https://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp/>

しており、データ分析結果を活用した保健事業に取り組み保険者の好事例を集めた報告書の作成や事例発表会の開催等、各保険者のデータヘルスの推進に資する成果物がある。また、19年度以降は、健

康スコアリングレポートやデータヘルス計画の中間評価に関する情報共有などを会議内で行っている。「データ分析に関する情報や好事例の共有は、医療保険の種類を超えて行うことで、さらに幅広い情

報共有が可能になると考えています。事例の共有のように、保険者協議会として行うからこそ意義のあることを重視して取り組みを推進しています」（東京都国民健康保険団体連合会専務理事・加島保

…実務に活かせる情報が豊富な… 研修会

研修会のテーマや講師は、保健活動部会やデータ分析部会でも議論されており、保険者の生の声を踏まえて選定される。そのため、どの研修会でも、各保険者に共通して関心の高いテーマが取り上げられている。また、特定健診・特定保健指導の担当者向けの研修会については、担当者の経験年数や職種等を踏まえて【初級編】【専門職編】【中・上級編】に分けて実施するなど工夫している。

保健活動部会やデータ分析部会での議論は、東京都保険者協議会が主催する研修会にも反映されている。実務に活かせる情報をわかりやすく学ぶことができる研修会は、特定健診・特定保健指導の実施率向上やデータヘルス計画の中間評価、時間栄養学、たばこ等、各保険者が共通して関心を寄せるテーマが設定され、担当者の資質向上を後押ししている。

路さん)

特定健診・特定保健指導特別部会は、特定健診等の実施に関する条件整備や、東京都保険者協議会ホームページの運用・保守等が主な活動である。ホームページは17年に開設されたもので、各種事例集の閲覧や啓発資料のダウンロード等ができる。

「20年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、研修会は集合形式に加えて動画配信形式でも開催しました。動画配信は初めての試みで受け入れてもらえるか不安もありましたが、とても多くの肯定的なご意見をいただきました。コロナ禍で状況が変化していることも踏まえ、今後も柔軟に対応していく方針です」(企画事業部保健事業課長・日暮雄一郎さん)

取り組み事例の横展開で 健康づくりのさらなる充実を

21年度は、促進月間を活用した広報活動や研修会の実施等、前年度から引き続きの活動に加え、新たに、保険者の取り組み事例の横展開にも力を注いでいく。具体的には、特定健診や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防や後発医薬品の使用促進等に関して先進的な取り組みを行っている保険者の事例について、アプローチの工夫や体制整備などに関してヒアリングを実施して深掘りし、その結果を取りまとめた情報提供を行うことで横展開していく考えだ。

「事例の横展開が、各保険者の健康づくりのさらなる推進・充実のための第一歩になればと考えてい

保険者協議会だからこそできることを

東京都保険者協議会では、「保険者協議会だからこそできること、すべきこと」を重視しています。たとえば、厚生労働省に対して特定健診・特定保健指導の制度開始当初より毎年行っている「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出ですが、これは、さまざまな保険者から構成され、偏りなく議論できる保険者協議会だからこそ可能なことだと考えています。血清クレアチニンが特定健診の検査項目に追加されたことやICTの活用、特定健診当日の特定保健指導初回面接の同時実施など、特定保健指導の要件が緩和されたことを踏まえると、要望書提出の意義が裏付けられているように思います。また、促進月間を活用した広報活動や事例集等による好事例の横展開なども同様です。広報活動はとくに、各保険者が単独で取り組むよりも、協働で実施するほうがさらに効果が見込まれますし、好事例の横展開も、医療保険の種類を超え、幅広い事例に触れることができるという点で、各保険者における事業の推進にとって有用な取り組みといえます。

保険者協議会は、保険者の加入者にかかる生涯を通じた健康づくりおよび医療費適正化を進める観点から、保険者間での課題の共有やそれに基づく取り組みを推進していく重要な役割を担う組織として位置づけられています。今後もその重要な役割を果たせるよう、努力し続けていきます。



東京都国民健康保険団体連合会
専務理事
加島 保路さん

ます。どんなことでも、新しく何か始める、変えていくということには難しさが伴いますが、私たちが情報やツールを提供することによって、新たに事業を始めたり、これまでの取り組みがさらに推進されるなど、きっかけをつくりたいという思いで準備をしています」と話す日暮さん。「今後、保険者協議会の役割はさらに大きくなる

待に込められるよう、これまで培ったことを活かしながら、しっかりと取り組みたいと思っています」と話すのは保健事業推進係主任の鈴木未央さん。

東京都保険者協議会では、今後も、保険者が一歩踏み出すきっかけづくりにさまざまな角度から取り組み、さらなる健康づくりの推進・充実を図っていく。

東京都保険者協議会からのお知らせ

東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同事務局として運営している
東京都保険者協議会について紹介します。

東京都保険者協議会とは

東京都保険者協議会は、「国民健康保険法・健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、平成17年10月に設置されました。東京都内の医療保険者の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や課題に対して取組の推進等を図ること等を目的として活動しています。

東京都保険者協議会は、国民健康保険の保険者をはじめ、医療保険者等の代表で構成され、保険者協議会や各種部会で協議・検討を行っています。次に主な取組について紹介します。

令和2年度の主な取組紹介

❖ 促進月間を活用した普及啓発

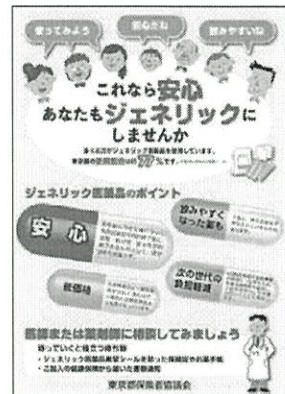
各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進できるよう促進月間を設定し、あわせて、促進月間に関する啓発用資材等をホームページに掲載しています。

また、令和2年度は後発医薬品使用促進月間の取組の一つとして、保険薬局掲示用の「後発医薬品使用促進ポスター」を作成しました。

促進月間名	時期
禁煙週間	5月31日～6月6日
健康増進普及月間	9月
乳がん月間	10月
糖尿病予防月間	11月
後発医薬品使用促進月間	2月

構成団体

東京都
全国健康保険協会 東京支部
健康保険組合
国民健康保険の保険者たる区市町村
国民健康保険組合
共済組合
東京都後期高齢者医療広域連合
健康保険組合連合会東京連合会
東京都国民健康保険団体連合会
医療関係者（オブザーバー）



後発医薬品使用促進ポスター

❖ 被用者保険の退職者向けパンフレット

被用者保険の退職者を対象に、国民健康保険への切り替えや国民健康保険の特定健康診査の受診を周知するパンフレットを作成し、ホームページに掲載しています。

❖ 特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書

被用者保険における被保険者及び被扶養者ごとの特定健康診査・特定保健指導の実態について調査を行い、実施体制や実施における課題・工夫点について取りまとめた報告書をホームページに掲載しています。



被用者保険退職者向けパンフレット（表裏）

❖ 研修会の開催

毎年、特定健診や特定保健指導のためのプログラム研修会のほか、各種研修会を開催しており、多くの保険者にご参加いただいております。令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、様々なテーマで研修会を企画実施いたしますので、ぜひご参加ください。

特定保健指導等プログラム研修会

特定健診・特定保健指導の基礎的事項を学ぶための研修会（初級編）
特定保健指導に携わる医療従事者の方を対象とした研修会（専門職編）
特定健診等業務に3年以上従事している担当者向けの研修会（中・上級編）

データ分析に関する研修会

保健事業に関する研修会

東京都保険者協議会ホームページ URL <https://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp>

東京都保険者協議会からのお知らせ

東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同事務局として運営している
東京都保険者協議会について紹介します。

東京都保険者協議会とは

東京都保険者協議会は、「国民健康保険法・健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、平成17年10月に設置されました。東京都内の医療保険者の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や課題に対して取組の推進等を図ること等を目的として活動しています。

東京都保険者協議会は、被用者保険の保険者をはじめ、医療保険者等の代表で構成され、保険者協議会や各種部会で協議・検討を行っています。次に主な取組について紹介します。

構成団体

東京都
全国健康保険協会 東京支部
健康保険組合
国民健康保険の保険者たる区市町村
国民健康保険組合
共済組合
東京都後期高齢者医療広域連合
健康保険組合連合会東京連合会
東京都国民健康保険団体連合会
医療関係者（オブザーバー）

令和2年度の主な取組紹介

◆促進月間を活用した普及啓発

各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進できるよう促進月間を設定し、あわせて、促進月間に関する啓発用資材等をホームページに掲載しています。

また、令和2年度は後発医薬品使用促進月間の取組の一つとして、保険薬局掲示用の「後発医薬品使用促進ポスター」を作成しました。

促進月間名	時 期
禁煙週間	5月31日～ 6月6日
健康増進普及月間	9月
乳がん月間	10月
糖尿病予防月間	11月
後発医薬品使用促進月間	2月



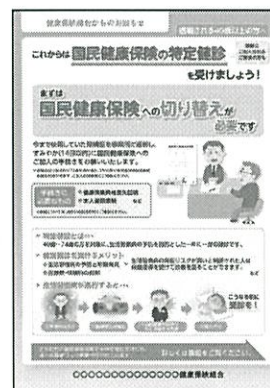
後発医薬品使用促進ポスター

◆被用者保険の退職者向けパンフレット

被用者保険の退職者を対象に、国民健康保険への切り替えや国民健康保険の特定健康診査の受診を周知するパンフレットを作成し、ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

◆特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書

被用者保険における被保険者及び被扶養者ごとの特定健康診査・特定保健指導の実態について調査を行い、実施体制や実施における課題・工夫点について取りまとめた報告書をホームページに掲載しています。



被用者保険退職者向けパンフレット（表裏）



◆研修会の開催

毎年、特定健診や特定保健指導のためのプログラム研修会のほか、各種研修会を開催しており、多くの保険者にご参加いただいております。令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、様々なテーマで研修会を企画実施いたしますので、ぜひご参加ください。

特定保健指導等プログラム研修会

特定健診・特定保健指導の基礎的事項を学ぶための研修会（初級編）
特定保健指導に携わる医療従事者の方を対象とした研修会（専門職編）
特定健診等業務に3年以上従事している担当者向けの研修会（中・上級編）

データ分析に関する研修会

保健事業に関する研修会